

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回枚方市自動車駐車場指定管理者評価委員会
開 催 日 時	令和7年1月29日（水） 9時30分から 11時20分まで
開 催 場 所	Web会議（枚方市役所別館4階 特別会議室）
出 席 者	会 長：本多 重夫 副会長：大森 布実子 委 員：川上 比奈子、北村 幸定、西田 一芳
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)所管部署へのヒアリング (2)評価・答申について (3)その他
提出された資料等の名 称	資料13 ヒアリング事項に対する回答 資料14 評価コメント記入用紙
決 定 事 項	・評価結果、答申書について決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第3号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	総合政策部 行革推進課 土木部 交通対策課

審 議 内 容

(開会 9時30分)

(会長)

ただいまから、第2回 枚方市自動車駐車場指定管理者評価委員会を開会します。
事務局から、委員の出席状況及び本日の進め方等について説明をお願いします。

(事務局)

本日は委員全員のご出席をいただいております。よって、会議として成立していることを報告させていただきます。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしておりますのが、委員会の次第と、**資料13**「ヒアリング事項に対する回答」と、

資料14「評価コメント記入用紙」でございます。

資料としては以上ですが、その他、前回、第1回委員会資料につきましても一部本日使用するものがございますので、一式をご用意いただければと思いますが、それぞれお手元でございますでしょうか。

次に、本日の進め方についてでございますが、昨年12月24日(火)の第1回委員会でご決定いただきましたとおり、所管部署へのヒアリングを行った後、評価について合議・答申をいただく予定としております。

前回の委員会資料として配布させていただきました**資料9**「第2回枚方市自動車駐車場指定管理者評価委員会の進行について」をご覧くださいと思います。まず、事務局よりヒアリングの進め方等についてご説明したのち、ヒアリングを開始する前に委員の皆様の間で意見交換をしておくことなどがありましたら、そのお時間をとらせていただきます。

次に、案件(1)としまして、所管部署に対するヒアリングを行います。なお、事前に皆様から頂いたご質問に対する回答につきましては、**資料13**にまとめておりまして、こちらの内容につきましても、事務局から質問内容と回答を報告させていただきます。

その後、案件(2) 評価・答申についてに進ませていただきます。

事務局から評価方法等についてご説明させていただいた後、委員の皆様がご自身のお考えをまとめていただく時間も兼ねまして、15分から20分程度の休憩時間を設ける予定をしております。その後、評価につきましても、委員間での意見交換・合議を経まして、答申の内容をご決定いただきます。

最後に、案件(3) その他としまして、事務局から、**資料14**「評価コメント記入用紙」のとりまとめ方法などその他連絡事項について説明の後、閉会となります。

全体の所要時間はヒアリングの時間にもよりますが、1時間半から2時間程度と考えております。長時間になりますが、よろしく願いいたします。

案件(1) 所管部署へのヒアリングについて

(会長)

それでは、案件に移ります。

「案件(1) 所管部署へのヒアリングについて」、まずは事務局からヒアリングの実施方法について説明をお願いできますか。

(事務局)

ヒアリングにつきましては、前回の委員会でお配りした資料7「評価メモ」に沿って、右端に設けているメモ欄の区分ごとに質問をお受けする方法がスムーズかと考えております。こちらの区分ごとに、事前にヒアリング事項をいただいていた場合はまず、その回答について所管部署から報告いたします。その後、委員の皆様から所管部署に対して、事前に提出いただいたヒアリング事項を中心に、質問していただければと思いますが、その際、その場で新たに出た疑問点などについて、事前にヒアリング予定事項に書かれていなくても、ご自由にご質問いただいても結構でございます。

なお、ヒアリング時に「評価メモ」の右端の欄にメモを取っていただくなど、ご活用いただき、後の(2)評価・答申についての案件で評価について委員間で意見交換をしていただく際に、参考にしていただければと思っております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の先生方から事務局への質問、あるいは、ヒアリングを実施する前に委員の間で認識を共有しておきたいこと等ございましたら、ご発言いただけますか。

(意見等なし)

(会長)

それでは、ヒアリングを実施したいと思います。

事務局から説明があったとおり、資料7「評価メモ」に沿って進めていきたいと思っております。

まず、「1 業務の履行状況」の1つめの評価項目「(1) 選定時の基準(確認事項)・事業計画の内容(目標)に関する事項」について、要求事項の区分ごとに伺っていききたいと思います。

①施設の現状に対する考え方及び将来展望ですけれども、事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

ヒアリング事項はございませんでした。

(会長)

事前のヒアリング事項はないということですが、今の時点で①施設の現状に対する考え方及び将来展望に関しまして所管部署に対してヒアリングしたいという希望がありましたら、ご自由にご発言いただけますか。

(北村委員)

今、駅前で大きな開発がされている中で、今の時点で他と統合してしまうだとかあるいは当面あの場所で営業するだとか、何か方向性があれば教えてください。

(事務局)

駅前の再開発をしている中で、民間の駐車場もあるんですが、今、ウォークアブルなまちというものを目指しております、中心地に車をなるべく入れない施策ということで、そのフリッジの駐車場という役割も担っているものですから、当面は今の場所で継続していくという方向性です。

(北村委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

私から1点確認させていただきたいんですけども、評価の根拠として「口頭」というものがあります。報告書とか現場確認は意味がわかるのですが、口頭というのはどういうことをされたと理解したらよろしいのでしょうか。

(事務局)

口頭というのは、定期的に指定管理者と市の担当者が打ち合わせを行う際に、月次で報告書も受けたりすることもあるんですけど、その中で、簡易的な部分など文書にしていない内容を、指定管理者から担当者が口頭で確認を取らせていただいた内容となっています。

(会長)

ありがとうございました。わかりました。

それでは次に、②に関しては事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

②に関しては、事前のヒアリング事項がございましたので、ご説明させていただきます。

資料 13 「ヒアリング事項に対する回答」にまとめておりますので、ご参照ください。

確認事項 11 に関連した質問を 2 点いただいております。

1 つ目は、「定期予約の待機者に対する対策は何か講じていますか。」というご質問ですが、まず、定期予約の現状について説明します。

定期利用を希望する利用者に対し、令和 5 年 12 月分から、事前に定期予約ができるサービスを開始し、Web または事務所窓口で受け付けをしております。自動車・自動二輪それぞれの定期利用の枠に空きが出ましたら、その月の 20 日に指定管理者が抽選を行い、当選者に連絡をしています。当選者は当月末までに定期券を購入することで、翌 1 日より利用が可能となります。

定期予約の待機者への対応としては、ご本人から予約取り消しの申し出がない限り、毎回抽選の対象としています。

指定管理者・市の対応といたしましては、定期予約の開始から約 1 年が経過し、定期予約の申込から一定期間が経過している予約者に対する待機継続の意向確認、およびその実施方法について、指定管理者と協議を行っており、利用者サービスを向上させる取組により、適正な管理運営ができていますと判断しております。

2 つ目は、「事業計画書で提案されていた営業時間の変更の提案がされていますが、その後この提案はどうなっているのでしょうか。」というご質問ですが、指定管理者選定時において、「提案内容の実現の可否について費用対効果も含め検討が必要であり、現時点では判断ができないため、審査の対象とならない」とされたことからモニタリングの対象に含めておりません。

なお、**資料 13** に「アンケート回答数が少数であるため」と回答を記載しておりますが、「アンケート回答のなかで、営業時間の変更についての要望が少数である」ことを補足させていただきます。今後、アンケート以外の手法を含めニーズの把握に努めてまいります。

続きまして、確認事項 15 に関連した「アンケートやお客様の声などを整理したものがあれば、内容・対策・その後等について説明をお願いします。」というご質問をいただいておりますが、アンケートについては、指定管理者が年に 1 回実施しており、内容を集計した結果報告書を受領しています。令和 5 年度のアンケートについては、参考資料 9 のとおりです。

令和 5 年度は、利用者からのご意見を受け、案内掲示を増やす、掲示物の文字を大きくするなどの対応を実施しているなどのことから、セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について、適正な管理運営ができていますと判断しています。

この項目について事前にいただいた事項についての回答は以上です。

(会長)

ありがとうございます。この回答を踏まえて、さらにご質問、あるいは別の部分でも結構でございますので、ご質問等があればご自由にご発言いただけますか。

(会長)

では、私から1点、確認事項14「巡回の実施や混雑時の誘導の実施等を行い、施設の安全を守る。」に関して事業者の方は「4」で自己評価されているんですが、行政の二次評価で「3」というふうに1つ評価を落としているのはどういう理由からなのですか。

(事務局)

はい。お答えさせていただきます。この「巡回の実施や混雑時の誘導の実施等を行い、施設の安全を守る。」ということに対して、指定管理者が日常業務のなかで場内巡回を行っているということで「4」評価にされていますが、市の二次評価として「3」評価にしている理由といたしましては、頻繁な巡回といったことは確かにやっていたというところではあるんですけども不良個所の早期発見といった迅速な対応といったところが特段通常の指定管理業務以上であるという評価には至らないという判断をさせていただいたため、指定管理者との評価の差が出たということで「3」の評価とさせていただいております。

(会長)

ありがとうございます。わかりました。他の先生方いかがでしょうか。

(質問なし)

(会長)

続いて③施設の管理に関する事項について、事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

ヒアリング事項はございませんでした。

(会長)

それではこの部分につきまして、先生方ご自由にヒアリング、ご質問していただけますか。

(会長)

これも1つだけ確認させていただきますけど、一次評価が「4」の評価のところ二次評価では「3」の評価になっている部分がございますよね。「適正な人員配置でのローテーション及び業務分担が提案されている。」の確認事項18の部分なんですけど、これについても1つ評価が下がっている理由について説明いただけますか。

(事務局)

説明させていただきます。こちらにつきましては、「管理運営体制の基準を遵守し、当施設に最も適正な人員配置、ローテーションで管理運営を行う。」という部分についての評価で、指定管理者の方からは適正な人員配置で施設の管理を行っているということで「4」評価を出されていますが、市としては、この人員配置が当初の指定管理者の選定時に提案されていた内容から飛躍的に多い、手厚くやっているという評価に当たらないという部分もありましたので、通常体制をとられていて、計画通りの指定管理の業務を履行されているという判断から「3」という評価で記載させていただいております。

(会長)

わかりました。他、いかがでございますか。

川上先生いかがですか。

(川上)

今のご説明でよくわかりました。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。北村先生いかがですか。

(北村)

大丈夫です。特にありません。

(会長)

ありがとうございます。西田先生いかがでしょうか。

(西田)

特にありません。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、④情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項に関しまして、事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

こちらはございませんでした。

(会長)

それではこの箇所につきまして、先生方ご質問、ヒアリング事項がありましたらご自由にご発言いただけますか。

(質問なし)

(会長)

ここでも一次評価「4」のところ二次評価では「3」になっている部分もありますけれども、それは、計画通りの管理運営であって、それ以上、特に良好な管理運営を行っていると言えないというような行政の判断ということよろしいですか。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(会長)

では⑤緊急時における対策に関する事項に移ります。これは事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

ございましたので、ご説明させていただきます。

まず、確認事項 29 に関連した「危機管理マニュアル(BCP を含む)の現状についてお教えください。」というご質問ですが、令和 5 年 8 月に改訂された、指定管理者が作成した危機管理マニュアルの提出を受けております。マニュアルにより、地震、火災、停電、爆破予告についての各対応チェックシート、台風警戒、河川氾濫等の警戒計画書の確認ができたことから、緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が適切にされていると判断しております。

続きまして、確認事項 30 に関連し「最近の状況として、特記すべき事項及び想定外の支出はありましたか。」といった主旨のご質問についてですが、最近の状況として、特記すべき事項、想定外の支出等は特にありませんでしたが、非常時緊急連絡網の提出を受けており、現場で利用者の事故や施設の破損があった際には速やかに連絡、報告を受けているなど、緊急事態発生

時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策について、適正であると判断しております。

この項目について事前にいただいていた事項は以上となります。

(会長)

はい。ありがとうございます。他に特にヒアリング等の希望がなければ、次の、施設の管理運営に関する経費の収支状況の事項に移ります。これについては、事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

はい。ございましたので、ご説明させていただきます。

まず、「収支予算書と比較して、想定外に多く支出している費目がない。または、想定外に多く支出している費目がある場合、その理由が妥当で、今後、予定外の支出が発生するおそれがないか。」の項目に関連した質問を、指定管理者に対して2ついただいております。

まず、「令和5年度実績で人件費が予算書より大幅に増加した要因についてご説明をお願いします。」というご質問ですが、指定管理者からは、「令和3年度の指定管理者選定時に提出した収支予算書で見込んでいた人件費の上昇率と実際の人件費の上昇率に乖離があり、また、新たな人員配置計画が進まなかったこと、統括班長の入替に伴う引継ぎにより重複配置が期間内にあったことなども、人件費が増加した要因と考えています。」という回答を得ております。

市としては、収支報告書の内容と照らし合わせ、指定管理者の一次評価内容を確認し、収支予算書と比較して人件費等は多く支出しているが運営上大きな影響はないとの回答を得て、適正であるという評価としております。

2つ目としましては「施設の管理運営に関する経費の収支状況に関し、人件費の令和4年度から令和5年度は増加していますが、その理由はどのようなものでしょうか。もし、その理由が独自のサービスに関係するのであれば、具体的に教えていただきたいです。」というご質問ですが、指定管理者からは、「人件費の増加は独自サービスによるものではなく、人件費の単価上昇にともなうもの」という回答を得ています。市としては、先ほど申し上げましたとおり、その理由が妥当であると判断致しました。

続きまして、「口座管理、つり銭等の現金管理は適正に行われているか。」の項目に関連した質問として、2つご質問をいただいております。

まず、「令和4年度実績支出項目が一部法人本社の経理に入っているなど、区分経理ができていない状況があるにもかかわらず、令和5年度評価表の(2)経費の収支状況で口座管理・つり銭等の評価ポイントで適正管理と評価されているのはなぜか。」といった主旨のご質問をいただいております。令和5年度の業務報告においては、一般管理費と公租公課の項目を記載した管理に係る経費の収支状況を確認し、併せて、経費一覧によりその内訳を確認しております。

また、使用料の市への納入については、即日、市へ振り込んでおり、本評価項目における現金管理は適正に行われていると判断致しました。

2つ目は指定管理者に対する質問事項で、「募集要項では指定管理者の収支については口座管理を別にする事となっており、令和4年度において一般管理費や公租公課が御社本社支出となっている点について区分経理がなされていないことが原因のひとつと考えられるが、今後口座管理を別にするなどの改善策はありますか。」というご質問です。

指定管理者からは、「令和4年度分を作成時に令和3年度分までの収支予算書を参考に作成したことが原因と考えております。令和3年度分までは収支予算書には本社経費の記載がなかったため、同様に作成してしまい、一般管理費および公租公課を本社支出としておりました。

専用のシステムで管理するには莫大な費用を要するため、経費及び収入を部門別で管理可能なシステムで運用し、今後も同様に管理させていただきますが、収支報告につきましてはチェック体制を強化し適正な報告資料作成に努めてまいります。」という回答を得ています。

この項目について事前にいただいておりますヒアリング事項についての回答は以上となります。

(会長)

はい。ありがとうございます。いろいろな事前ヒアリング事項があったようなので、今の回答等を踏まえて、さらに質問等があればご自由にご発言していただけますか。

(副会長)

まず、1点目の人件費のところですが、1年間で290万円人件費が増加しているということで、その主な要因が人件費の上昇の16円の差異ということが記載されているんですけど、290万円というのは、365日、平均8時間勤務されているとした場合、62人分の給料に相当する金額と思われるんですが、その金額と人員配置が計画通りでなかったということで、現在は、新統括班長によって計画通りの人員にて管理されているということでしたが、今後、当初の計画通りを行う持続可能性があるのかどうか、どのように判断されているのでしょうか。

回答をお願いします。

(会長)

所管部署から回答をお願いします。

(事務局)

290万円の人件費増の評価についてですが、当初の人件費の上昇の見込と1人1時間当たりの分で16円の差があったということと、人員配置がうまく進まなかったということがあります。元々、人員配置は新たな指定管理業務について減らしていく計画で進めていきましたが、計画通りに減らせず、当初の計画よりも人員が増えた状態で配置している部分があり、その点も人件費分が増加している要因としてあります。

加えてもう1点、統括班長の引継ぎの際に、退職予定者と新たに配属された職員への引継ぎの関係で数か月間、重複して給与を支払う期間が発生したという部分がありました。以上3点の理由から290万円近くの増額になったと指定管理者からは報告を受けております。

また、指定管理者の持続可能性という点なんですが、ヒアリングにおきまして、当初提案していた人員配置で今後進めていく予定だということも確認させていただいておりまして、今後は人件費を計画通りにいくように進めるということも確認させていただいておりますので、持続可能性については問題ないと判断をしているところです。

(副会長)

ありがとうございます。

もう1点よろしいでしょうか。口座管理の件についてなんですけど、別口座での管理を募集要項で要求しているにも関わらず、別口座でなくても市が認めているという現状にあるならば、申請時の公平さの観点から、今後、募集要項にそのようなことを記載する必要があるのではないかと考えております。

本来であれば、別口座で管理すべきであり、別口座で管理しておけば、このような誤りは起きなかったと思うんですね。ですが、ここに記載されているとおり、システムの改修等に大幅な経費がかさむということを考えると、致し方ないというところはあるんですが、募集要項にこのような記載をしていると、指定管理者を選定しているにも関わらず、この事業者だけOKしていると疑われることも考えられるので、公平に、その辺りを指摘していく必要があるのではないかと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

(会長)

はい。わかりました。今の大森委員のご指摘に対して回答あるいはコメント等ございますか。

(事務局)

お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、募集要項で口座を別にすると記載させていただいておりまして、この点からしますと、募集要項に沿っていない状態になっていると考えております。ただ、口座を別にす

ることの目的は、指定管理料が別の用途に使われないように区分経理して管理していくということにあります。そちらの点がしっかりできているところを指定管理者のほうでもシステム等で管理いただき、こちらのモニタリングの際にも確認しております。今後も適切に区分経理を行っているか確認していきたいと考えております。

公平性の観点から、今後、募集要項等の記載についても検討させていただきたいと考えております。

(副会長)

所管部署もそのように考えていらっしゃるが、なぜ「適正である」という判断をされているのかなというのが、疑問が残ります。このような本社で経費を負担できるような大手しか参入できないようなことになってしまえば、この指定管理者制度というのが、制度としておかしくなるのではないかなと思います、今回の評価に疑問が残るところではあります。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

大森先生のご指摘の部分で、競争入札の場合は、当初予定していた業者さんの競争の前提となるような事項に対して、入札等結果が出た後にそれを変更するというのは、非常に競争上問題がある事項なんですよ。

先ほどお答えいただいたように、もし現実に口座を分離しなくてもきちんと区分経理できるような体制であれば OK するというのであれば、その部分は明確に今後の募集要項に記載することは大切なことだと思います。

この点に関して、行政としては今の状況を是認しているんですか。是認していないんですか。要するに、「是正しなさい」という指導を続けているんですか、それとも納得されている状況なんですか。そこをちょっと教えていただきたいです。

(事務局)

やはり、募集要項で別口座とするよう示していたものですから、以前より、指定管理者に対しては「別口座にできないか」と要請をしてきたところですが、一方、指定管理者から「別口座で管理するには課題が大きい」ということも聞いており、それについては現在、区分管理がきちんとできているということで、概ね適正と評価をしているという現状です。

なので、委員のご指摘のとおり、募集要項を少し変えなければいけないという認識は持っておりました。そういった形で今後対応できればと考えているところです。

(会長)

はい、ありがとうございます。今のご説明であれば「別口座管理をしなさい」と行政として改善勧告はしていないということによろしいですか。

(事務局)

はい。おっしゃるとおり、改善勧告というところまでは行っておりません。「募集要項通りしてください」というお話はさせていただいたものの、課題が多いということをお聞きして、今は区分管理されているということを確認して概ね適正と評価をしているところなので、会長のおっしゃる通りでございます。

(会長)

ありがとうございます。他の先生方、今の点につきまして、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただけますか。北村先生いかがですか。

(北村委員)

公租公課を含むと書いてありますが、本社としてもしっかりやっているのかということをおそらく大森副会長は懸念されていると思うので、他の経費に回っていないかとか、近鉄不動産本

体できちんとやっているか確認はされたほうがいいのかなとは感じます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。西田先生、いかがですか。

(西田委員)

先生方のお話を聞くと、やはり専用のシステム管理が必要とは思いますが。

(会長)

はい。川上先生いかがでございますか。

(川上委員)

委員の皆さんのおっしゃる通りだと思って聞いておりました。

大森先生のおっしゃるように、募集要項を公表するときは、競争原理が公正に働くようにしていただきたいと思えます。

(会長)

ありがとうございます。この項目については、この程度にいたしまして、次の「(3) 募集要項・仕様書記載事項等に関する事項」の項目に移りたいと思えます。これは、事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

ございますのでご説明いたします。

「指定管理業務に伴い発生する経費及び収入を、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理しているか。」の項目に関連した質問について、先ほどお答えした質問と同じではありますが、「募集要項の5ページでは管理口座については別口座での管理を要求している。しかしながら区分経理ができているという点で、令和4年度実績支出項目が一部法人本社の経理に入っているなど、区分経理ができていない状況があるにもかかわらず、概ね適正と評価されているのはなぜか」というご質問をいただいております。

繰り返しになりますが、令和5年度の業務報告においては、一般管理費と公租公課の項目を記載した管理に係る経費の収支状況を確認し、併せて、経費一覧によりその内訳を確認しております。

指定管理者内の経理システムで、別口座で管理していないものの経費および収入の区分経理ができており、他事業に流用していないことを確認していることから、市としては、概ね適正であると判断しました。

この項目について、事前にいただいていた質問として、回答は以上になります。

(会長)

はい。ありがとうございます。教えていただきたいんですけども、別口座管理をした場合、一般管理費というのは自動的に別口座から算出できるものなんですか。

(事務局)

基本的に一般管理費というのは、全体的な費用に対して、福利厚生費といった会社の経費が計上されると認識しておりますので、通常でいきますと、指定管理料の単体の部分でいくらというよりは全体的な企業の経費の中で、一定の比率で出されてくる数字となっていると指定管理者からも聞いております。指定管理事業の分で一般管理費がいくらだったかという出し方というのは聞いてはおりません。

(会長)

この件について、大森先生、どう考えたらいいのでしょうか。

(副会長)

おそらくこの業者は、いろんなところで指定管理業務を行っておられるので、今、市から説明があったように、一定、按分計算をして計上してくるものだと思いますんですけども、その煩雑さも含めてシステムの改修に人件費等含めての費用がかかるということで、別口座扱いしていないというところも考えられるのですが、本来は各指定管理業務に沿って、経費を計上するのが適正と思っております。ただ、指定管理業務全体に係るものの費用按分で計上してくるものと思われる部分と、個別に、その場所でしか発生しない税金等があれば、それはそれで計上してくると思います。

(会長)

ありがとうございます、よくわかりました。ほかの先生方、いかでございませうか。募集要項・仕様書の記載事項等に関する事項について、特にヒアリングされたい、質問されたい事項がございましたらご自由にご発言いただけますか。

はい、大森先生。

(副会長)

先ほどのところで、意見を述べさせていただきましたけれども、今後、募集される際の要項については、この点を踏まえて充分、検討していただきたいと思っております。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。ほかにご質問等がなければ、次の事項、「2業務の継続性・安定性について」の項目に参りたいと思います。

この項目は、令和6年度の間モニタリング結果を確認することとなりますが、その部分につきまして、事前のヒアリング事項はございましたか。

(事務局)

ございませんでした。

(会長)

ご質問があれば、ご自由にご発言いただけますか。

川上先生いかがですか。

(川上)

この項目については、特にありません。

(会長)

北村先生いかがでございませうか。

(北村委員)

特にありません。

(会長)

西田先生いかがですか。

(西田委員)

特にありません。

(会長)

それでは、ヒアリングは以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

それでは、ヒアリングは以上とさせていただきます。

(川上委員)

すみません、いいですか。

(会長)

川上先生、どうぞ。

(川上委員)

引継ぎ期間が数か月間あったので、人件費が増えたという理由は当然ありうると思って納得はしていますが、引継ぎは今後も起こるものなので、それも含めて予算計上されるようにというのを、選定されるときにはアドバイスされるほうがいいのではないかなと思いました。

(会長)

川上先生のご意見に対して事務局いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃっていただいた通り、こういった引継ぎに関して、人件費が発生することもあるということをお知らせの時には伝えさせていただければと考えております。ありがとうございます。

(事務局)

申し訳ありません。ヒアリングの中で(4)改善指示等への対応状況についてという項目が抜けておりました。**資料6-1**定期モニタリング表の11ページに項目を設定させていただいております。こちらの項目についての事前の質問等はいただけていないですけれども、この点につきましても協議をお願いしたいと思います。

(会長)

私がお聞きしましたが、別口座管理に対しては、改善指導等は行っていないんですよね。

(事務局)

はい、おっしゃる通りです。行っておりません

(会長)

ですよね。だからそれについて、「できていない」という評価にはならないわけですよね。この改善指導について、どなたかご質問事項等ございましたら、ご自由にご発言いただけますか。

(副会長)

資料7では、改善指示等への対応状況について、〇等といった評価が記載されていないんですけれども、〇等が入っていないのにA評価の理由は何でしょうか。

(事務局)

改善指示等への対応状況の欄でその下の評価項目1のところはA評価になっている点のご質問でよかったですでしょうか。

この改善指示等への対応状況につきまして、令和5年8月に所管部署のほうから夜間料金を案内表示に追記するよう指示したところ、指定管理者が指示どおり追記したことを確認させていただいておりますので、「改善が確認できた」ということでA評価とさせていただいたものでございます。

(副会長)

では、〇等の記載が抜けているということでしょうか。

(事務局)

資料6-1 11ページの(4)改善指示等への対応状況をご覧いただいてもよろしいでしょうか。他の項目と違いまして、ここに関しましては一次評価、二次評価ともに〇をつけるようにはなっておりませんので、様式上、資料7のほうでは空欄と見えてしまうんですが、こちらにつきましては改善されていることを確認して、すべての内容について「適切に対応している」ということでA評価としています。様式の違いで、ここが空欄になってしまっているということでございます。

(副会長)

11ページというのは資料6のことですか。冒頭で資料7を見ながら評価メモを取るように説明があったので、資料7を見ていました。では、この資料7では評価が抜けているということでしょうか。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(副会長)

ありがとうございます。

案件(2) 評価・答申について

(会長)

案件(2) 評価・答申について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

説明いたします。まずは、評価手順について、前回の委員会での説明と重複するところもございますが、改めてご説明させていただきます。

第1回委員会でお配りした、資料4 評価手順を画面に表示しておりますので、ご覧いただけますでしょうか。お手持ちの資料でも結構です。

枚方市自動車駐車場指定管理者評価委員会は、施設所管部署によるモニタリングが適正に行われているかについて、「定期モニタリング評価表」の確認や、先程実施されたヒアリング等を踏まえてご審議いただくものとしております。

「2. 評価の目安」といたしまして、評価委員会での評価をいただくにあたっては、資料に記載の例を参考にご意見をいただければと考えております。

例えば、【モニタリングが適正に行われていない場合のご意見】としましては、どこが不適正

と思われたのか該当箇所をお示しいただいた上で、「何をもって評価がなされたのか、根拠資料や説明が不明瞭。」といったご意見や、「評価表の「評価の根拠」の欄に記載されている、又はヒアリングで説明があった根拠だけでは、当該評価に至るには不十分である。」といったご意見などを想定しております。

なお、例示しているような内容以外にも、施設の管理運営状況やモニタリング等についてご意見があれば、ご自由にご発言いただければと思います。

次に、「3. 評価に係る合議・答申」についてですが、この評価委員会の答申としまして、最終的には、「適正・適切に実施されている」・「概ね適正・適切に実施されているが、一部改善を図る必要がある」・「適正・適切に実施されていない」の3段階のいずれかを委員会で合議によりご決定いただき、答申いただきたいと思いますと考えております。

ただいまから、委員の皆様がそれぞれご自身のお考えを整理していただく時間を兼ねまして、15分から20分程度の休憩時間を設けていただき、その後、評価について、委員間で意見交換・合議を経て、答申の内容をご決定いただければと思います。

全体を通して「二次評価が適正である」という場合は、そのようにご意見をいただき、「二次評価が適正に実施されていない」であったり、「一部改善が必要である」と思われた場合は、資料7評価メモの一番右の評価メモ欄でひとまとめにしている区分ごとに、例えば、「【施設の経営方針に関する事項】の①施設の現状に対する考え方及び将来展望」について、どの部分に一部改善が必要だと感じたというように、ご意見があればおっしゃっていただく、という流れにしてはどうかと考えております。

なお、委員会終了後に委員の皆様に記載いただく評価コメントについてですが、評価コメントは答申の理由・説明という位置付けでして、基本的には委員会でご発言いただいたご意見を改めて評価コメントに記載いただくことになると考えております。最終的には委員会のコメントとしてまとめますので、例えば、委員会の中でご意見をおっしゃられたものの、他の委員から同意を得られなかったものについては個人の意見に留めておいていただければと考えております。

また、基本的には評価コメントで何かご意見を記載いただくということは、答申結果としましては3段階のうち2つめ、「概ね適正であるが、一部改善を図る必要がある」又は3つ目、「適正に実施されていない」をご選択いただくことになると考えておりますので、このあとの合議の際に疑念点などを十分にご協議いただき、答申をいただければと考えております。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

今の事務局からの説明に対しまして、委員の先生方、何かご質問、ご意見等ございましたらご発言いただけますか。

(意見等なし)

(会長)

特になければ、先生方にご検討いただく時間ですけれども、15分程度でよろしいでしょうか。10時45分から再開ということでよろしく願いいたします。

(休憩)

(会長)

それでは、委員会を再開いたします。

皆様からのご意見をお聞かせいただきたいと思います。先ほど事務局から説明があった通り、ご発言の際は、資料7評価メモの一番右の評価メモ欄でひとまとめにしている区分のどの区分についてのことかをおっしゃった上でご意見をお聞かせ願えればと思います。一部改善の必要があるという場合に関してはそういう言い方になると思います。

特に全体として適切に行われてるということであれば、そこまでは結構かと思えます。

それでは、委員会として評価の合議に移りますが、事務局から評価の目安となる考え方もお話ししていただいていると思いますが、今一度ご説明いただけますか。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

モニタリングが適正に実施されているか否かを3段階で評価いただくにあたって、明確な基準があるわけではありませんが、事務局といたしましては、目安として8割程度できていれば、「概ね適正」、それ以下なら、「適正に実施されていない」となると考えております。

ただし8割以上できている場合でも、著しく不適切な箇所があれば、適正に実施されていないの評価になるといったことも考えられると思っております。

よろしく願いいたします。

(会長)

8割以上ができていれば、適切に実施されているという評価になるというご趣旨ですか。

(事務局)

答申の種類としまして、3段階ございます。

「適正に実施されている」とされるものは、100%できているぐらいのものと考えておりました、「概ね適正に実施されている」とされる場合は、目安として8割程度できていれば、と思っております。それ以下であれば、「適正にできていない」と思っております。ただ、できていない部分の軽重によりまして、重いものであれば、一番下の「適正に実施できていない」という評価になるということも考えられるかなと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

評価の目安についての事務局の考え方をお示しいただいたんですけども、委員の先生方、ご意見等ございますか。

(意見等なし)

(会長)

この点も目安としてご評価いただきたいと思います。

それでは、先生方から個別にお聞きしていきたいと思っております。一部改善の必要があるという場合はどこの項目かについてもご指摘いただければ助かります。

それでは、川上先生からお願いできますか。

(川上委員)

適正であると思うんですが、大森先生が指摘してくださっている口座管理については解決できればいいと思いますが、指定管理者からできないと回答していただいているので、ここを改善してくださいと言えるのかどうか、判断に迷っております。ですので、他の委員の先生方のご意見もお聞きしたいと思っておりました。

(会長)

ありがとうございます。それと先ほど言われた今後の問題として、引き継ぎ時の人件費の問題もありましたよね。その部分について今回は直接関係ないにしても、今後の改善が必要ではないかと思っております。

(川上委員)

そうですね。今後改善する場合には、指定管理者側ではなくて募集する市側の募集要項の改善になるだろうと思っております。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。それでは、北村先生いかがでございますか。

(北村委員)

適正でもいいのかと思うのですが、今回副会長のご指摘がありまして、確かに、募集要項のことを考えると、実施されていないので、次回募集要項を見直されるのか、それとも、今回何か改善策があるのであれば、概ね適正か適正のどちらかになるのかなという感じでおります。

口座を同一にしていることで、万が一、受託者の中で、不適切な事例があるのであれば、それは会社のコンプライアンスの問題であって、それがこの駐車場運営に何か悪影響を与えているのであれば問題かと思うんですが、そこが判断しかねるところなので、他の先生方の意見にもよると思っています。私は適正で良いのではないかと考えますが、もし意見が分かれるようなら、もう会長に一任するしかないのかなという感じでおります。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。西田委員いかがですか。

(西田委員)

適正であると思います。

1件だけ質問があります。利用者対応に関する提案ですが、アンケート、意見等収集に対しまして、施設運営に反映していくかどうか、これだけちょっと疑問が残りました。

(会長)

アンケート結果が利用者に対してはちゃんと反映されているかどうかというあたりが疑問点ということですね。

とりあえず交通対策課（事務局）で回答いただけますか。

(事務局)

今ご質問がありましたアンケート等でいただいたご意見については、改善できる点は可能な限り改善しています。例えばアンケートを書いたものを手で集めていましたが、回収ボックス等があればよいという意見をいただいて、回収ボックスを設置したりですとか、取り入れられるものについては取り入れているという状況です。

(会長)

西田先生いかがでしょうか。

(西田委員)

わかりました。

(会長)

では大森先生、ご意見を賜りたいんですが。

(副会長)

私は2点ありまして、まず(2)施設の管理運営に関する経費の収支状況のところですか。やはり川上先生がおっしゃいましたように、昨今、賃金上昇傾向があることと、あと離職率が高いということで、ある程度の人件費の増加を見込んでおく必要があると思っております。公の施設の管理を任せる業者でありますので、その点を踏まえた予算であるのかとか、決算であるのかとか、その他経費についても、ちゃんと管理費が適正に計上されているのか、特にこの会社、口座管理が別になっていないという状況でありますので、その点を特に確認をしていただく必要があるのかなと思っています。

もう1点は(3)の募集要項に関する事項で、川上先生や北村先生がおっしゃっていましたように、募集要項に記載されている別口座管理について、現状では消極的でも、市が容認しているような状況となっているので、今後、指定管理業務へ参入する事業者への公平さとか、適切さの観点から、今後は募集要項にそのことを記載することが必要であると思っているので、今回、致し方なく認めているとしても、毎回毎回、別口座での管理をお願いするというようなことを、指定管理者に言っていく必要があるのかなと思っています。

評価に関しては概ね適正であるという評価でいいと思っています。

(会長)

大森先生、概ね適正であるが、一部改善を図る必要があるということですか。

(副会長)

そうです。

(会長)

共通認識としては、人件費に関して、今後、余裕を持たせる必要があるという点と、別口座管理について、厳格にしないのであれば、それを今後の募集要項に反映するという点は、先生方の意見は一致していると思うんですけど、現時点で改善を要する必要があるかということに関して、大森副会長は今、この当該指定管理者に対して、別口座管理とするようもう一度指示すべきというご意見ですか。

(副会長)

定期的に話し合いをされるときに、改善して欲しいということは言う必要があると思っています。

(会長)

それは市の実施したモニタリングの改善ということになるんですか。

(副会長)

所管部署が指定管理者に対して、実施したモニタリングを今、評価してるわけですよね。

募集要項に沿っていない事実があり、市が募集要項に沿っていないことを消極的にでも認めている状況をずっと、続けていくということは、よろしくないと思っています。所管部署として、募集要項に沿うように、事業者に促していく必要があるのではないかと考えております。

(会長)

わかりました。今の大森先生のご意見を踏まえて、もう1回戻りますけど、現時点で事業者に対してという部分ですけれども、川上先生いかがですか。

(川上委員)

そうですね。今のご意見を聞いて私が思うには、今の段階では、今回の選定時の募集要項は覆せないでしょうから、現時点で今後の改定がなるほどと思うようなところだとしても、募集要項と違うのであれば、委員としては改善、是正する以外ないなと感じました。

それが困難な場合にどうするかというのもあるので、難しいのですが、一部改善を、どう捉えていいかわかりませんが、この評価方法で、誠実に評価すると、改善できない場合でも改善する必要があるというのが、結論とは思います。つまり一部改善です。

(会長)

はい。よくわかります。

北村先生いかがですか。今の点、現時点で事業者に対して。

(北村委員)

私は専門ではないので、別口座での管理は収支の明確化が目的かと思うのですが、そもそこの施設は指定管理料制で行ってるので、売り上げをごまかすだとか、経費をごまかすということはやっても意味がないので、実態としてはおそらくそういったことはないのかなという気持ちでおります。

今後どうするということですが、募集要項を見直すとか、特に指定管理料制の施設に関しては、支払っている指定管理料で最良の管理をしてくださいという部分を、徹底したらいいと思います。

ただ、現状として、募集要項に反していることも事実なので、その辺りも含めて、法の専門家であらっしゃる会長に一任するといった発言をしました。

(会長)

はい、非常に恐縮でございます。よくわかります。

要するに、大森先生や川上先生のご意見は、募集要項通りとすることが無理であった、消極的にでも市が容認しているような状況が仮にあったとしても、或いは、現実にそれが無理だとしても、市のスタンスとしては、改善を求めるように言うということですよ。

(北村委員)

現状としてはそれでいいと思います。

ただ、実際問題として、この収支の明確化の手法が他にもあるということになれば、募集要項を修正していくというのも、市側の姿勢として要るのではないかという気がしますので、どちらともいえない意見で恐縮なんですけど、その辺りをご判断いただければ。

(会長)

私としては適正に実施されているとは思いますが。それにプラスして、今後の募集要項等については、収支を明確にする目的を達成するために、別口座を求めるのか或いは別口座に代わるような、いろんな手法があると思うんですけども、募集要項に盛り込むのも1つの方法で、それは今後、市で考えていただきたいと思います。現時点で、できないとわかっているけど指摘するかどうかという点については、難しいですね。これは、私にお任せいただくと、「適正に実施されている」ということになりましたが、大森先生いかがでしょうか。改善を求めるというときはどういう表現になるのでしょうか。市に対して、例えば、できないことの努力を続けるよう言うということですか。

(副会長)

はい。その必要はあると思っています。市としてはやっぱり募集要項に入れてしまっている以上、それを守る業者を指定管理者に選定しているというスタンスにあると思うんです。

市役所としては、今、現状募集要項に記載された事項を守っていない業者に対して、継続的に守ってもらうように言っていけないと、募集要項が何だったのかという話になりかねないので、やはりできないとわかっているけどお願いしていく必要があると考えています。募集要項は今変更えられないので、その必要はあると思っています。

(会長)

はい。分かります。要するに「適正に実施されている」という意見にするか、それとも「概ね適正に実施されている」かですよ。「概ね適正に実施されている」の場合は一部改善を図る必要があります、あくまで市としては、募集要項で書かれている、別口座管理を守るように指導を続けていく必要があるということですよ。3番目の、「適切に実施されていない」というご意見はありませんでしたから。

1番か2番かということになると、私が1番の意見です。5人なので、多数決でいくということでもいいでしょうか。

大森先生からお願いします。

(副会長)
2番ですね。

(会長)
川上先生はどうでしょうか。

(川上)
2番です。

(会長)
北村先生いかがですか。

(北村)
私は会長に一任しましたので1番です。

(会長)
西田先生、いかがでしょうか。

(西田)
1番です。

(会長)
はい。そしたら一応、評価委員会の意見としては、1の意見ということでよろしいでしょうか。

(副会長)
評価コメントには記載してもいいでしょうか。

(会長)
もちろんそうです。特に重要な点は別口座管理の部分と人件費の部分ですよね。この辺は評価コメントにご自由に記載していただけますか。
事務局でまとめて、各委員の先生方にご了解を得るといような段取りになると思います。大森先生ご納得いただけたでしょうか。

(副会長)
ありがとうございます。納得はできていませんが、皆さんの合議ですので、致し方ないかなと思っています。

(会長)
そうしたら、評価結果については「適切に実施されている」ということで、ご異議ないということでもよろしいですね。

(全委員の「異議なし」を確認)

(会長)
異議なしと認めます。よって評価結果は「適正（適切）に実施されている」と決めます。
それでは次に移ります。

案件（2）答申について

（会長）

「案件（2）答申について」を議題といたします。事務局の方で一般的な案はございますか。

（事務局）

恐れ入りますが答申書案として作成いたしましたので、今画面に映しておりますがご覧いただけておりますでしょうか。

では読み上げさせていただきます。

「令和 年 月 日、枚方市長、伏見隆様、枚方市自動車駐車場指定管理者評価委員会会長、こちらは後ほど会長に自署をいただきます。枚方市自動車駐車場指定管理者のモニタリングに係る外部評価について（答申）（案）、本委員会に対して諮問のあった、枚方市自動車駐車場指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価、外部評価について慎重に審議した結果、次の通り答申します。1、モニタリングは適正（適切）に実施されている。

以上でございます。よろしく願いいたします。

（会長）

ありがとうございます。

答申書としてはこの案でいきたいと思いますが、何かご意見はございますか。

（全委員の「異議なし」を確認）

（会長）

特にご異議もないようです。

案件（3）その他

（会長）

案件（3）について、事務局からご説明いただけますか。

（事務局）

その他といたしまして、まず評価コメントについてご説明いたします。

本日の委員会終了後、各委員より評価コメントを提出いただく予定としております。

資料14 評価コメント記入用紙ですが、こちらの用紙に、今後の課題や改善すべき事項等、本日まで発言いただいたご意見を改めてご記入いただきまして、2月7日（金）までに行革推進課までメールでご提出をお願いいたします。

項目ごとに記入いただく様式になっておりますが、ご意見のある項目のみご記入いただければ結構でございますので、すべての項目を埋めていただく必要はございません。様式のデータでございますが、この後再度送付させていただきます。

各委員からご提出いただいた評価コメントは、事務局である行革推進課の方で取りまとめと内容の調整を行いまして、会長、副会長、各委員の確認を経て決定させていただきます。

その後、評価結果と評価コメントを施設所管部署と指定管理者に通知いたしまして、施設所管部署は、評価委員会で改善を図る必要があるとされた項目等について、改善策を講じて参ります。

評価委員会による評価結果と評価コメントにつきましては、市のホームページで公表することとしております。

最後にお手元の資料の取り扱いについてでございますけれども、事前に皆様にお配りさせていただきました資料一式につきましては、非公開情報が含まれますので、会議録や評価コメントが確定した後に、できるだけ事務局の方で回収させていただければと思っております。

資料と一緒に送りました着払い伝票で、事務局（行革推進課）までご返送いただければと思っております。

お送りしたデータにつきましても、会議録や評価コメントが確定し不要になった時点で消去いただければと思っております。

大変お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。
以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

答申結果は適正・適切に実施されているとなりましたが、あくまで募集要項に記載した以上は市のスタンスとして、それを事業者に対して求め続けていくというのも非常に重要な観点だと思いますので、評価コメントにその旨、お書きいただければと思います。

今の事務局からの説明につきまして何かご意見、ご質問ございましたら、ご発言いただけますか。

(川上委員)

前にいただいているこの資料を一式返送するということですよ。

(事務局)

第1回の委員会資料を1冊のファイルでとじているかと思うんですけども、そちらと今回の委員会資料を併せてご返送いただければと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。事務局から他に何かございますか。

(事務局)

最後に、私、行革推進課長の堀井から、最後に皆様に一言、御礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。

この度は、枚方市自動車駐車場の外部評価につきまして、2回にわたる委員会におきまして、様々な視点から熱心にご審議いただき、本日取りまとめでいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました答申に基づきまして、今後も市として適正なモニタリングを実施できるよう努めて参ります。

また今回いただきました、募集要項の見直しでありますとか、収支を別に明確化していく方法があるかというご意見につきましても、引き続き、検討を進めていきたいと考えております。

会長、副会長はじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、長時間にわたりまして、本評価委員会の委員としてご尽力いただきましたことに、改めて厚く御礼申し上げます。

本日はどうも、ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。委員の皆様方には熱心にご論議いただきまして、無事答申させていただくことができました。

委員会運営に非常にご協力いただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは以上をもちまして、委員会を閉会させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(11時20分閉会)